
第4回 日吉津村議会定例会会議録 (第3日)

令和7年12月15日 (月曜日)

議事日程 (第3号)

令和7年12月15日 午前9時00分開議

- 日程第 1 議案第 48 号 日吉津村企業版ふるさと納税基金条例
- 日程第 2 議案第 49 号 日吉津村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 3 議案第 50 号 日吉津村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 4 議案第 51 号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 52 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 53 号 日吉津村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 54 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 55 号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 56 号 日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 57 号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第6回)
- 日程第 11 議案第 58 号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第2回)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 48 号 日吉津村企業版ふるさと納税基金条例
- 日程第 2 議案第 49 号 日吉津村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 3 議案第 50 号 日吉津村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 4 議案第 51 号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 52 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 53 号 日吉津村税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 54 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 55 号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 56 号 日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 57 号 令和7年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算 (第6回)

日程第 11 議案第 58 号 令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 2 回)

出席議員 (10 名)

1 番 齊 田 光 門	2 番 加 藤 修
3 番 江 田 加 代	4 番 長谷川 康 弘
5 番 前 田 昇	6 番 石 原 浩 明
7 番 河 中 博 子	8 番 橋 井 満 義
9 番 松 田 悦 郎	10 番 山 路 有

欠席議員

(な し)

欠 員

(な し)

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦	副村長 小 原 義 人
総務課長 橋 田 和 久	住民課長 森 由 紀 子
福祉保健課長 矢 野 孝 志	建設産業課長 福 井 真 一
教育長 奥 田 和 弘	教育次長 横 田 威 開
会計管理者 景 山 美 穂	

午前 9 時 00 分開議

○議長 (山路 有君) 皆さんおはようございます。ただいまから令和 7 年 12 月第 4 回定例会
本会議 3 日目議案質疑を開会します。開会前に議案質疑について 2、3 注意を申し上げたいと思

います。これは毎回申し上げておりますけども、議員各位もご存知のとおり、標準町村議会会議規則又同委員会条例で定めているところとして、1点目として、同一の議案について、1議員3回を超えないこととしております。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでないと定めております。2点目として、あくまでも上程議案についての疑問点を問う場であり、よって個人の意見要望を述べる場ではないということも定めております。この場合の意見は、討論の段階で述べる賛成討論のところになりますので、ご承知おきください。しかしながら、個人の意見を述べないと質疑の意味をなさないような時までは、禁止しておりませんのでこれもご承知おきください。

以上が、質疑をする場合特に注意することとしております。けして、議員各位の質疑発言を制限するものではないこともご理解いただきたいと思ひます。

それでは本日の会議に入ります。ただ今の出席者数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第48号

○議長（山路 有君） 日程第1、議案第48号日吉津村企業版ふるさと納税基金条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。今回この企業版の納税があったということで、それを例外的に複数年にわたり活用を可能とするため、基金をつくるということですが、確認ですがまず1点は、年度内の支出、執行がこの基金に組み立てれば複数年にできるという、それを国が認めている手法だということなんでしょうか。

それからの国の資料によりますと、地方創生に関わる一定の市町村の事業に対して、企業版は納税をいただくんだってことなんですけど、その点の辺を、日吉津村の受け皿としての事業名といますか、事業っていますか、dポイント配るという話なのかも知れませんが、その辺をもう少し明確に、これこれの事業に理解をいただいたということの経過をご説明いただきたいと思ひます。その上でですね、今回、基金に充てられる予定の、つまりいくら寄附をいただいたかと、総額でいくら寄附をいただいたのかと、その一部は今年度に執行かも知れませんが、この基金条例が成立した後には、基金に多分積み立てられると思うんですけど、それが総額いくら、できればちなみに何社から、いくら寄附をいただいたかということをご説明いただきたいと思ひます

し、当然、これ以降に基金に歳入と支出と補正が出るんだろうと思いますが、その辺のことも、そのようならそのような説明をいただきたいと思います。

それからもう1点ですね、今回 d ポイントを配布するという事業の中身なんですけども、これ補正の方かもしれませんが、企業名はあの出せないかと、感謝状とか渡してるところをちょこちょこ新聞なんかで見ますんで、今回のふるさと納税について、どちらの企業からいただいたのかということをはっきりしてほしいなと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。ご質問いただきましたこの基金条例、企業版ふるさと納税ですけども、おっしゃいましたように、基本的には単年度で村の事業に充てるというのがルールになっています。それを基金条例を使って、例外的に複数年にわたって、活用させていただくことができるということになってまして、国、内閣府の方だったと思いますけれども、こちらの方に一応事前協議をしまして、そちらの方で了解をいただいた上で、この度提案させていただいているものです。ちょっとその金額とか用途とかについては、担当課長の方からご答弁を申し上げます。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えをいたします。まずは、どのような事業に向けての寄附であったかというところでございますけども、日吉津村の子育てに特に関わる事業に対しての、事業に活用していただきたいということで、なおかつ指定としましては、d ポイント活用していただきたいということが条件でございましたので、条件として d ポイントを活用するということになりますと、なかなかこの対象者等の選定が難しくてですね、ちょっと単年度で、本来ですと単年度でその寄附いただいた額を使い切ることが原則となってまいります。それがちょっと難しいであろうというところで、この度は小学校入学時に子どもさんが入学されるタイミングに、今まで入学支援金の形で1万5,000円の支給をしまっておりまして、それに上乗せをするような形で d ポイントを配らせていただくと、配付させていただくというような形の事業にさせていただいたところでございます。それがこの度のちょっと補正の方でも、上げさせていただいております内容となっております。

補正予算でいいますと、12 ページの児童福祉総務費の小学校入学おめでとうポイントギフト事業委託料という、こちらの方に一応 5000 ポイントを 50 名相当というところで試算をさせていただきまして、予算化をさせていただいたところでございます。ですので、使いきれない残った部

分について積み立てに回していくということで、来年度以降の事業にそちら充てて行きたいというところを考えているところでございます。

後、事業につきましては、dポイントということでドコモのショップを運営しておられる会社、この近隣の事業者というところで、ちょっと公表の方はちょっとさせていただいてるか、ちょっと私の方で確認ができておりませんので、そこまででちょっとお願いできたらと思います。

ホームページ等で紹介することは可能なんですけども、ただ先方がそれを望まれるかどうかというところがございまして、ちょっとその確認ができておりませんでしたので、一応ドコモのショップを運営されている会社というところで、ご紹介させていただきたいと思います。

寄附額としては100万円でございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員

○議員（5番 前田 昇君） 総務課長の説明を聞いても、今一つ正直言ってそのシステムの具合が、分かりにくいってのが本音なんですけども、そのdポイントを活用するっていうのは、寄附側の条件ということでいうと、どこから寄附かは知らない、説明なかったかなと思うんですけども、結局例えばNTTであれば自社のポイントを、村民の人に利用してほしいというそういう話になるのかなと思うんですよ。dポイントをこちらが条件で出したじゃなくて、寄附者が条件っていうことになると、なんか大雑把にいうと、企業の利潤追求というか、ふるさと企業版は見返りはないはずのものなんで、その企業のいわばPRを、村が兼ねるというふうなことになりはしないか、認められてるので国は問題ないということかもしれませんが、そういう印象はあるんですけど、その辺の議論はされなかったのかってということと、それから先ほど100万円とあったんですけども、これを当分使って複数年、たとえば3年なら3年ぐらいやろうっていうことなら、その後はどうなるんだ、その後の方に恩恵はないのか、その後も家庭ですね、その点についても補足いただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。寄附事業者の、何ていいますかそちらにはメリットといいますか、寄附される側の認められてる事業費の範囲内という感覚でこちらとしては考えております。といいますのが従来ある事業、日吉津村として、子育て支援に充てている事業に活用するというのが前提でございますので、その寄附をいただいて、さらに大きく上乗せして、保護者の方なり、いろんな方にメリットがあるような事業を展開するということになる、多少そこには課題を出てくるのかも分かりませんが、現在行なっている日吉津

村の事業の範囲の中で、活用いただくというところが前提でございますので、特にその企業を優先したとか、そこに特化して何かしたということではなくて、その一助として使わせて、活用させていただいてるという認識でございます。ですので、通常ですと子育て支援というところを言いますと、先ほど言いましたような額を支給している中の、一部というところになりますけども、プラスさせていただいているという考え方でございます。

それから一応、これは今の予算規模でいいますと、3年ぐらいは継続して活用できるんじゃないかという見通しを立てておりますけども、ただ今後につきまして、その寄附が継続されるのかどうかというところについては、先方のこともありますので、なかなかこちらでは、判断がつかないというところが正直でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） この事業についての説明は、総務課長はそういうあるいは村としては、結果的に子育て家庭にメリットがあるからという構えだとは思いますが、先ほど言ったように3年で終わりということであれば、その辺のことを考えておかないと、たまたまこの3年間の方だけがメリットだってことになりはしないかと思うんで、まあ逆にいうとそういう説明責任があの出てくるかなと思うんで、その点だけ、またご検討いただいておりますらどうかというふうに思いますし、そういったとこです。その点だけ意見として、述べさせていただきます。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。1点だけ質問させていただきたいと思います。質問と言いましようかちょっと確認なんですけれども、第1条及び第6条関連について質問をさせていただきます。ちなみにこの第6条で、この基金についての処分をすることについての規定がここでされております。基金は第1条に規定する事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるということで、要するにこの基金でいただいた積み立てたものを処分する場合の規定であります。ここの部分で私も勉強不足なので、一度ここを解説いただきたいと思いますのは、この地域再生法の第5条、第4項、第2号、5、4、2の規定するまち・ひと・しごと云々となっておりますが、この5、4、2の規定する法文と言いましようか、内容というのはいったいどういうことなのか、若干説明を賜りたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） すいません。今あの確認が取れませんので、ちょっとお時間をいただけたらと思いますけども。

○議長（山路 有君） そうすると休憩、なるほど短時間で出来るわけですね。そういたしますと資料をちょっと持って上がってくるということです。暫時休憩したいと思いますので、よろしくお願いします。

午前 9 時 22 分休憩

午前 9 時 25 分再開

○議長（山路 有君） それでは再開します。

橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） おまたせいたしました。すみません。橋井議員の御質問にお答えいたしたいと思います。地域再生法第 5 条、第 4 項、第 2 号に規定するというところで、こちらについては、このまち・ひと・しごと創生寄附活用事業というところ、これを日吉津村の総合戦略の方に規定をしております、そちらの総合戦略に掲げる事業というところで、規定をしておりますけども、こちらに規定する事業というところで、財源に充てるというところで規定をしているものでございます。この 5 条については、地域再生計画の認定に関わる条文となっております、日吉津村の総合戦略の内容について、認定を受けているというところの規定でございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） 今の説明で行きますと、要するにここについては 5 条、第 4 項、第 2 号に規定する、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要するというところは、日吉津村の総合戦略に基づいて行う事業について、充当していくということの説明であったと思いますが、この総合戦略のたとえばどの部分といいたいでしょうか、こういった内容についてというところに、充当ができるのかということの、概要の説明ちょっと教えていただけませんか。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 橋井議員のご質問にお答えをいたします。総合戦略でいいます 4 本の柱を立てておりますけども、特にその子育てに当たる部分、そちらの事業に活用していくということで、この度は事業を予定しているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） これで最後になりますが、今子育ての部分についてメインであるということがわかりました。それで、この6条で規定されておる部分については、先ほどの5条、4項、第2号に規定する事業に充てる場合に限りということになってますので、それらの総合戦略に基づいたもので規定してるもの以外には、使えないというふうに取れるわけではありますが、それでまちがいありませんか。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。こちらで規定してあるとおり、その今予定している事業について活用していくというところでございます。[「それ以外のものを使えないということ、よろしいんですかということ聞いてるんです」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。総合戦略で規定してある事業ということでございますと、事業としては細かくいろいろ規定がございますので、大きな中でございますとその子育て支援に関わる部分そこで活用しております。そこに該当するもので、活用していくという考えでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第48号の質疑を終わります。

日程第2 議案第49号

○議長（山路 有君） 日程第2、議案第49号日吉津村乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3番、江田です。このいつでもどこでも通園制度、これを待ち望んでおられる保護者の方もおられると思うんですけど、村内に保育所に通っていない、生後6カ月から満3歳の乳幼児が何名おられるのかが1点。それとこの通園制度の財源構成が、児童福祉でやっておる保育の財源の在り方とは変わると思うんですけども、その説明2点目。後は、一時預かりとどのように違いがあるのか、以上3点よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。まず1点目の6カ月から3歳までの通っていない方、ちょっと数字を拾っておきませんで、今手元がないものですから、後で調べてお知らせしたいと思います。申し訳ありません。

財源構成ということですが、この事業にあたりまして、国の想定で5万人以下の中では1,700万までの財源が示されておりまして、その4分の3が国から来て、4分の1が市町村の負担だということでの確認をしてるところでございます。

それと一時預かりとの違いということですが、一時預かりは1歳から就学前の6歳までですね、小学校上がるまでの子どもさんが対象になっとなつたのに対しまして、この子ども誰でも通園制度では、6カ月から3歳までと未満ということになっております。後は、一時預かりでは利用時間が8時半から16時半ということで、半日か1日の使用で、料金等設定ができてるんですけども、子ども誰でも通園制度では、月の利用時間が10時間ということに限られておりまして、限られてるそこが違いがあるところがございます。一時預かりはもう何回でもいけるということです。利用の方法は一時預かりも子ども誰でも通園制度とも申請いただいて、預かりを決定して登録してやっていくということがございます。それと一時預かりは、支援センターの方で預からせていただくんですけども、子ども通園制度ではこども園のお子さんと一緒に活動するというようなことが決まっております。その辺の違いがあるかなと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 私が今一番心配しておりますのは、この新しい制度の財源構成なんです。といいますのが、子どものこの財源が子育て支援等いろいろありますけど、最近の傾向を見ますと、財源の一部が健康保険料に上乘せになってますよね。そうすると、そういったことがあるとするならば、これは本当に大変だないって思ってるんですけど、その辺りのことは、たとえば保育白書をちょっと見ましたら、財源構成が、公費が5で保険料が5、今まで公費が中心であったけれども、児童福祉の財源の在り方と大きく転換する、大きな改革といえるっていうふうに記述してありました。白書にね、その辺りをちょっと説明していただけないでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えします。財源構成ということで、議員がおっしゃったように、この子ども誰でも通園制度等いろんな給付の制度とか、いろんなことを含めて、子どもの支援ということが国で示されているところがございますけども、そん中でお

しゃったように、財源として各健康保険の方から、いただいていくんだというようなことがあつてるところは承知してるところですけども、その財源構成の中で、まあ公費と半分ずつとかっていうところまでちょっと確認できてないんですけども、そういったことで皆さんからも負担を求めながら、この子育て支援をしていくということでの理解はしているところでございます。

最初の質問でちょっと言い忘れましたが、一時預かりとの違いということでは、一時預かりは村内の方に限っておりますけども、子ども誰でも通園制度は村外の方も使えるということでございます。補足させていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） この子ども子育て支援制度の財源についてのところが、とても気になっております。その辺りでの、もう少し詳細にお聞きしたいんですけども、たとえば保育白書によりますと、この子ども子育て支援制度の財源の一部が、医療保険料に上乗せされて徴収されるということがあったりとか、医療保険者には納付義務を課して、保険料が滞納などで支援金が不足した保険者には、医療保険料の積立金を活用することというようなことが、国保新聞にも載っておりましたので、その辺りのことを、もし把握されている段階でよろしいですから、お知らせください。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問の答えいたします。議員おっしゃるとおり、各健康保険の保険者の方に計算式がありまして、それに伴ってあなたの保険のところでは、いくら集めてくださいということが出てまいります。それに基づいて各その被保険者から、負担をいただくということですが、3年間で徐々に上げていくということで、最初は月額が1人250円程度ではないかというふうなことが示されてるんですが、被保険者一人当たり、最終的には450円ぐらいということが、今は、これはまだ令和7年3月時点のデータしかちょっとなくて、はっきりしたところまで抑えてないんですけども、そういうことで被保険者から負担をいただいて、おっしゃったようにその納付ができない方の分に対しては、保険者の方が面倒見て行かないといけない。まあ徴収はして行かれるんでしょうけども、そういうことで保険者にもうちょっと、負担課せられるようなところになってるということは、存じておる所なんですけども、その保険者もですし被保険者からの負担も求めて、公費負担と一緒にそれで支えていくということで理解してるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 6番、石原です。この基準を定める条例の1ページの1章第3条の、村長は日吉津村子ども・子育て会議等の意見を聞きとなっておりますけど、この子ども子育て会議というものの詳しい説明をお願いします。2点目は、同じく3ページの9条、職員は原則児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならないというのは、保育士のことかな、あるいはそれとは違うのかなということ。

それから4ページの乳児等通園支援事業の区分ということであるんですけど、それを読むとたぶん余裕活用形乳児等通園支援事業というのが子ども園とかが入るもので、一般型乳児等通園支援事業の設備とかの、基準を求めているものかなと思うんですけど、村内にこの一般型乳児通園支援事業があるのか、それが想定されているのか、これからの子供達は先ほどの答弁では、子ども園の方にあずかることを想定しているということでしたけど、その一般型の方でもあずかったりするのかなというところ、3点お願いします。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 石原議員の質問にお答えいたします。3条の会議の件ですけど、これは子育ての関係で13名の組織なんですけども、子ども園の保護者さんですとか、それからファミリーサポートセンターの関係の方、学識経験者として鳥取大学の先生などと、あと公募による委員さんということで組織している会議で、毎年、年度末に実施してる会議なんですけど、この中で子育て関係のことを協議させていただいたりしてるものでございます。それと9条の件では、知識ということで、保育士さんの資格となるかということで理解してるところでございます。それと4ページの20条の、一般型乳児通園支援事業所と余裕型っていうことなんですけど、余裕型は定数に満たないところの保育所ですとか、そういったところがその余裕の部分で使っていくというところでございまして、それ以外のところは一般型ということになるんですけども、日吉津村では子ども園が定員が近いもんですから、一般型という形で子ども園の方で預かるような感じにしているところでございまして、そういう施設があるかということではこれ手上げ方式でできてくるので、各市町村に1カ所以上あればいいということがあるので、今ところは日吉津村では、子ども園の方でやっていくということを想定しているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか、ほかに質疑。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。この49号の議案と50号といずれもだれでも通

園制度ということなのですが、先ほどの説明で確認しようと思っておりましたが、月に 10 日間という話で、はっきりいって本当に短時間ですよね。短時間の中でどっちなかというと、保育そのものの体験といいますか、あるいは保護者に対する支援、相談みたいな、意味合いがあるのかなとは思いますが、たとえば障がいのある子供さんですね、いろんな資料を見るとようするに訪問型っていいですか、居宅訪問してこの時間を対応するというふうなこともあるように、ホームページなんかで見るとはありますが、先ほどの日吉津のこども園はそういう、いわばそういうことも想定もしなきゃいけないのかなと思うんですが、その辺の現場でのこの事業に対する対応について、その辺の経過を確認をいただきたいと思います。

それとですね、少し前後するかもしれませんが、このそもそも 49 号の方は児童福祉法に関わる基準を定めているということで、さらに 2 条には村長の監督に属する施設事業というようなことでもあります。それで次の議論になってしまうかもしれませんが、次の、特定乳児等の方の事業については、こっちは子ども子育て支援法に基づくものなのですが、そもそもこの特定乳児等のその基準を定める条例と、その前の乳児等通園支援事業の設備運営に関わる条例の、いわば意味づけですが、どういうふうに理解したらいいのかっていうのをご説明をいただきたいと思います。

そもそも、この辺の 2 つの条例案についての従来の国準則というのいい方で、ひな型が降りてきているのか、そういうひな型に沿って日吉津村は確認をして条例案が作られているのか、たとえば建物が 3 階だ、4 階以上だあってあるので、多分そういう準則に基づいた内容だと思いますが、その辺も 1 点、確認をいただいたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。まず、最初の 1 点目ですが、月 10 時間ということで、体験とか保護者の支援のということの意味合いということでございます。この事業についてですけども、月 10 時間、村内外問わず使えるっていうところでは、主に想定してるところではおっしゃったような体験とか、保護者支援というところがあると思いますが、その辺では保護者の支援として、たとえば病院に行かないといけない時間にあずかっていただきたいとか、そういったことが想定できるのかなと思っております。買い物なんかもしかりなのかなと思っております。そういったところの支援の方が、保護者さんの支援の方が、強い意味合いがあるのかなと認識してるところでございます。そして、障がいのある方の対応ということですけども、この制度では市町村で進められるということで、設備が整ってなかったら、ようは人員とか、そこはしなくても大丈夫だということは確認が取れておりますので、まず、で

きるところからやっていって、障がいのある方なんかについても、今後、考えていかんといけなくなるのかなと思っておりますけども、令和8年の4月からスタートになるんですけども、その時ではまあ障がいのある方までの受け入れは、ちょっとまだ考えてないところでございます。

それとこの乳児等通園支援事業と、次の議案の50号の方の特定乳児等通園支援事業ですけども、この49号の乳児等通園支援事業は村全体での枠で、こういったことをやりましょうっていう取り決めをするというようなイメージ、その中の50号の方で特定乳児、そのうちで事業する事業所に対して、特定乳児という言い方を使っているという理解をしてるんですが、特定の施設ですというようなイメージが、一番わかりやすいのかなと思っておりますけども、いろんな国の資料を見ていると、この乳児等通園支援事業と特定乳児等通園支援事業は、提供されるサービスは同じですよというような説明があるんですが、乳児等通園支援事業の方は、市町村で計画に基づいてやって行ってくださいねという書き方があるのに対して、特定乳児の方については、実際にされる場所が利用者さんを決定して、そこから負担金をもらうんですけど、そこに対して市町村が給付するということでの事業だという言い方が、すみ分けがされてるところなんですけども、なかなかわかりにくいんですけど、そういったことで市町村の計画に基づいて行っていくのが、乳児等で特定乳児は実際にやられるところが、給付を受けながらやっていく事業だということでの分けが示されております。

順則に基づいているかということでございますが、7年度から実際モデル事業があったりしておりまして、その時点で示されたりしてる部分や、実際にやられたところが作っておられるところを参考にして、この条例は作らせていただいたところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 今の終盤の説明でいうと次の条例案になりますが、特定というのが特定乳児等という言い方じゃないわけですね、特定事業ですね、むしろ、ちょっとその辺がついそういうふうに読み取ったものですから質問しましたが、それでもどって、いわゆる施設が充実してなければ、障がいのある子供さんの受け入れは、当面、見送っても大丈夫だという言い方でしたけど、それは結局日吉津村のこども園としては、そういう言い方は難しいんじゃないかと思うんです。あれだけの設備を充実して、追加で施設も拡充しておりますから、基本的にはできる対応は、意見みたいな話になりますが、すべきこの事業の趣旨だと思うんですけど、その辺について、現場のこども園のスタッフとかの想定される配慮っていうのはどうなんだろうと、それで先ほど課長の答弁では、対象となるべき子どもさんの数が、把握しきれてないということでした

んですけども、この事業を PR していますか、始めますってことで広報したら、大いに期待をする保護者もあるかと思うんですけど、その辺の周知にも含めた今後の対応の考え方について、補足をいただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。まず、施設等や整備した関係とかで障がいのところ、まだ体制が整っていなければなくてもいいというのを発言させていただきましたが、そういった観点ではおりますけども、今後も考えてできるだけ対応していきたいということを考えているところでございます。

それから PR ということでは、今後になりますけどもこんな制度が始まりますよということでの周知は、広報誌になり、防災無線やホームページ等いろいろな媒体がありますので、そん中で発信していきたいと考えてるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 言い忘れました。結局この事業は、市町村在住でなくても利用できるってことなので、これは村外の方でも大いに期待する、子育てがしやすい村っていうことになってるわけですので、当然、期待をいただき、それは一つの日吉津村としてのアピールにもなると思うんで、改めてその辺を十分対応を考えるべきだと思いますが、それについてもし答弁できるならお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。ようは、村外に発信をしていくところかなと認識したところでございますけど、そういったところではホームページ等が中心になるのかなと思いますけども、どんどん発信できる媒体を活用して、インスタなんかも村の方にありますので、そういったところで発信を考えていきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 49 号の質疑を終わります。

日程第 3 議案第 50 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 50 号日吉津村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 6番、石原です。先ほどのお答えで特定ということがわかったんですけど、今度が特定ということですけど、これを読むと2ページに入るんですけど第3条のところで、利用される子供がこちらでは小学校就学前の子どもと書いてあるんですけど、やられるところが計画を立ててというところで、今はないと思いますけど、こちらの方は小学校就学前でいいのでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 石原議員の質問にお答えいたします。まず、この制度ができるにあたって、子ども子育て支援法の一部改正というのがありまして、その中の第30条の14というのが新たな規定になったんですけども、乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子どもという言い方になってるんですが、それが満3歳未満の小学校就学前子どもということでの位置付けになっておりまして、それによってこの2ページ、3条のところですが1号2号というところでは、小学校就学前子どもという言い方になっております。これが3歳までだという規定が、親法の方であるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第50号の質疑を終わります。

日程第4 議案第51号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第51号日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 村の職員に関する条例改正ということですが、ここは説明資料の概要の中に、家族等の介護が必要になった職員へという話がありまして、ちなみに従来、介護休暇っていうような制度もあったとは思いますが、その介護に関わって村の職員が、時間給を時間勤務にしたりとか、育休はあると思うんですけども、介護の関係で該当の職員が今までにあったかどうかということを知りたいっていうのと、それからその上で、その前段にあります妊娠出産、あるいは3歳未満の養育のための周知、意向確認ってありますけども、日吉津村はそんなに大きな事業所であるわけじゃないので、その辺の状況をよく分かりますが、多

分これまであまりこういう休暇をとった職員はないようなことも以前に伺っておりますけれども、周知、意向確認というのは、この条例によって何か具体的に時期だとかどういった形でとか、そういう設計がされてますでしょうかどうでしょうか、その点をご答弁いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。過去に、介護休暇の取得があったかどうかということでございますが、現在1名の職員が、会計年度任用職員になりますけれども、活用している状況はございます。過去にちょっと、どのくらいの例があったかというのは把握しておりませんが申し訳ございません。この度の法の改正なんですけれども、そのような介護の制度、休暇制度、あるいは育児休暇制度なんかにつきまして、事業者としてきちんとそれを周知していくというところで、周知の時期でありますとか、周知する内容でありますとか、そういうところが規定をされたものでございますので、親法の方で規定されたものをきちんとこちらも、運用していくということで考えております。

また、意向確認というところについては、従来は、口頭で聞き取りというところであったかと思っておりますけれども、そちらをきちんと様式を定めて、聞き取る形に意向確認もさせていただくというようなものでございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 答弁いただいたのは、会計年度職員さんがお一人該当があつてということ、念のため確認ですが51号、52号とも会計年度職員さんにも適用される内容だということ、理解しとつたらいいでしょうねということですね。それから今の意向確認ですが、これから検討ということだと思っておりますが、たとえば年末調整の書類を提出する年末ぐらいには、必ず併せて全職員から新年度についての意向を伺うとかですね、そういった形がいいんじゃないかと思うので、その点については意見になろうかと思っておりますが、ということですね。あの最初の方の確認だけ、答弁をいただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。今回の議案第51号につきましては、日吉津村職員の内容についての改正でございますけれども、会計年度任用職員の方も準用してまいりますので、こちらの内容で同じように周知と意思確認とをしてまいりますということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑ありませんか。

石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 介護の方はちょっとわかったんですけど、妊娠、出産等のところでも出生時両立支援制度というのがあるんですけど、これについてちょっと詳しく説明してもらったら、育休とかのことだと思うんですけど、どういうものがあるのか教えていただいたらと。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 石原議員のご質問にお答えいたします。妊娠された場合の両立支援制度は、どういうものがあるかということでございますけども、たとえばということになりますけども、妊娠、出産でありますと産前産後の休暇がございますし、あるいは育児参加のための休暇というような制度もございます。あるいは育児のところでございますと、育児休業がありますけども、それ以外に育児短時間の勤務ということで、子どもさんが就学される前の養育期間については、短い勤務時間を選択して勤務することができるというようなもの、またあるいはこの看護休暇ということで、子どもさんの看護のための休暇というのが、年5日ほど取得できるようになっておるのがございます。以上、主なものとしてはそのような所をご紹介します。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） フレックスタイムとか、早出とか、遅出とかもあるかなと思うんですけど、そういうものもある、あるいは今後使うことがある、使っているということも教えてください。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 石原議員のご質問にお答えを致します。次の52号の議案の方でも出てくるんですけども、部分休業ということで、勤務時間を振り分けて休暇を取得できるというような、部分休業の制度も導入するようにしております、これが従来ですと1日2時間早く勤務を終わらせるとか、遅く出るというような形ではございましたけども、それを10日の時間内のところで、自由に選択して振り分けるというような形ができますので、まあそういうような活用が、今後は可能になろうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第51号の質疑を終わります。

日程第 5 議案第 52 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 52 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。育休を進めるということで、部分休業というものが定められているんですけど、以前も伺いましたが、本村の職員において男性職員が育休を取得している例ってというのは、これまでにとか、あるいは現在ありますでしょうか、どうですか。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。ちょっと昨年度までの状況として分かりませんが、今年度 1 件取得した職員がございます。取得できる可能性のある職員は 2 名、厳密にいきますとおりましたけども、内 1 名が取得したというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） もし差し支えなければ、現在、育休取得中の人がどれぐらいの期間とかいうのが分かれば、差し支えなければ教えていただきたいと思うのと、まあ意見のようなことになるんですけど、結局部分休業が認められることによって、まあ公共団体として、まあいけば育休促進、あるいは子育てといえますか、ワークライフバランスとかそういったいわば責任があるわけなんで、要するに部分休業を取得したら一応の公共団体として、言い方とは悪いですけども、体面が保てるというふうな、そんな形で使われるとどうかなというふうに思うんですけど、その辺についてはしっかり、いわゆる男女共同参画の点から言っても、まあこれからの職員さんにはしっかり男性も育休を取得して、育児参加っていう方向だというふうに思いますが、その点についてのご答弁もお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えをいたします。今年度取得した職員の取得期間ですけども、ちょっと正確に覚えておりませんが 2 週間程度だったかと思っております。

あと今回の部分休業の制度の拡充ということでございますので、これはあくまでも、まあ仕事と家庭の両立をするために、より休業を取りやすくすると、職員側から見て働きやすくするところ狙いとしてですね、取得しやすくするものでございますので、まあ逆に取得しにくくなったということでは、本末転倒でございますのでしっかりこの制度を活用して、まとまった休

みを取っていただくということも可能になりますし、短時間を何日か使うということも判断しながらですね、家庭の状況と仕事の状況と、判断しながら使いやすくしていただくというところが狙いでございますので、そのようにご理解いただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 52 号の質疑を終わります。

日程第 6 議案第 53 号

○議長（山路 有君） 日程第 6、議案第 53 号日吉津村税条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 53 号の質疑を終わります。

日程第 7 議案第 54 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 54 号日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 54 号の質疑を終わります。

日程第 8 議案第 55 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 55 号日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので以上で議案第 55 号の質疑を終わります。

日程第 9 議案第 56 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 56 号日吉津村都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。大まかに4点になりますかね、伺いたいと思います。

まず1点は、今回の使用料の中にキャンプ場、海浜公園を使うにあたって、環境保全協力金というふうなのが上げられております。これについてのいわばここに協力金をいただいてどう使うかっていうようなことや、あるいは利用者に対するそれなりの理解を求める必要があると思うんですけど、この辺の経過を、もう少し具体的に村としての方針に至った経過を、ご説明をいただきたいと思います。

それから2点目は、今回の条例で各施設の使用料が、利用料金はいわば上限だということだと思うんですけど、この範囲内で指定管理者が村長の承認を受けて決めるということなんですが、実際問題、その辺の指定管理者からとって言えば、少しでも高く使用料を集めることをしないとなかなか、いわゆる経営が苦しいというふうに思われるんじゃないかなというように思うんですけど、その辺のいわば料金に対する協議ってのは、されるんだと思いますけど、どういうふうな形で、相手が決まった後にそういう話をするのかなということが2点目ですね。

それから3点目は、グランピングサイトですけども、村内が1名につき1万円、村外は1名につき1万5,000円っていうことで、結構高い料金設定だと思うんですけど、確認ですが2名になったら村内が2万円、村外なら3万円ということですが、この場合ちょっと高いんじゃないか、グランピングの利用者にとってどういったサービスがあるのかなっていう、その辺のことを想定としてお聞きしたいと思うのと、それから村内と村外が、ようするに村内の方1名、村外の方1名で2人で使った場合は2万5,000円ということになるのかなと思うんですけど、他の施設もですが、村内と村外と明確に分ける基準中というのがどうなんだろうと、村外の方が申し込んで4人でキャンプサイトでも使った場合、実際には他の方はみんな村外の方だっている場合もあって、以前にキャンプ場の料金設定する時に村内、村外とすると、ちょっと言葉悪いですけど、村外の方が村内の知り合いに頼んで、村内人の名前でキャンプ場を使うっていうことも、まあありうるけど、非常に多くありうるんじゃないかってことで、結局、分けなかった経緯があると思うんですけど、その辺の村内、村外と分けて、それが運営上問題はなくできるのかっていうことをお伺いたいと思います。

それからすいません、もう1点、議会の懇談会なんかでたとえばドッグランなんていうのはいらんよという声はちょこちょこあったんですよ。今回、ドッグランの料金とかない、無料なのかもしれないですけど、確認したいのは現時点でドッグランというものが、施設としての予定に入って

ないってことがあるのかどうなのかっていうことも、付け加えてお願いできたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えをしていきます。まず、環境保全協力金のこちらの考え方というところがございますけども、条文の方にも出てまいりますけども、3ページの施設内の、これは19条の5項のところ、公園施設内の維持管理等の環境保全に充てるというところで規定をしております。このとおり、施設内を綺麗に維持管理していきたいところと、あとはどうしてもゴミ等が出てくる、あの利用されるにあたっては出てまいりますので、そちらの処理等もある程度は、施設の方でしていかなければならないということも出てまいりますので、その辺りの協力も含めてお願いしたいというところでの、協力金という設定をさせていただいたところでおりますので、ご理解いただけたらと思います。

つづきまして、利用料金の設定についてですけども、これは当然、運営事業者が決まりましたらそちらの意向とすり合わせをしていく必要が、協議をしていく必要があるかというところは考えております。あくまでもここにお示ししているのは、村が示した料金というところになりますので、事業者の方とこれは協議をしながら、実際はどのくらいの価格でしていくかというところは判断してまいりたいと思っております。

また、グランピングサイトの料金が、ちょっと高いのではないかというご指摘でございますけども、県内の施設でありますとか、あとはこの中四国あたり高知ですとか、兵庫県等のグランピング施設の料金等も確認させていただいた中で、1人当たりの料金で設定すれば、この辺りが妥当ではないかと、ちょっとグランピングサイトによってはですね、1棟いくらというような、1棟たとえば5万円とかみたいな形の料金設定もございまして、1人で借りると割高になりますし、4人とかで泊まられると、1人あたりは安くなったりみたいなことがある施設もありますけども、うちとしては1人当たりの料金で設定をしてまいりたいと、あとはサービス内容を、どの程度までするのかということですが、今は食事の提供までは考えておりませんで、後はアメニティなんかの設備は整えていきたいというところは考えているところでございます。

それから村内外の料金設定のところでございますけども、村内以外でいいますと、これは申し込みされた段階での判断になろうかなと、申込者のかたがどなたになられるかというところで判断して行く形になろうかと思っております。その申込をされた場合、それで実際村内の人が何人、村外の方は何人というような申し込みをしていただいて、それに合わせた料金でお支払いいただ

くという形になろうかと思えます。非常に、住所のところで疑わしいケースなんかについては、身分証明書とかで確認をさせていただくというようなことも、また対応としては考えていかなければならないかなと思っております。

それから最後ですけれども、ドッグランの話なんですけれども、こちらについては今の2期工事、芝生広場の方の整備の中で、検討を今あげているところでございますので、今回はあくまでも第1期の工事の中でございますので、ここには上がってきてないという状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 今の協力金のことですが、今の森林税ですかその関連では直接ないということであって、確認ですが、この協力金を集めたのは指定管理者が集めて、その指定管理者の責任において使うということですよ。使用料と別に協力金があって、それを何か村が受けて周辺の環境整備に使うというのが、なんとなく従来のパターンのようにも思いますが、協力金を業者の人が、業者といいますか指定管理者が使うことになれば、村としてはその辺の言い方は悪いですが、チェックはしておかないといけないのかなというふうには、ちょっと思ったりしますんで、その辺の工夫が必要なかなと思えますし、村内外についても同様です。基本的には村外、村内関係なく一定料金を受けるけれども、村民の場合には特に誰々が村民ですということで、何か証明をいただければそのぶんを割引みたいな、まあ余談なことかもしれません。そういうスタンスで行かないと、なんか村外の人に村内じゃないっていうことを、何か証明というのなんか証明というの、むしろ村内の方は一定の証明をすれば安く利用できますよという方が、受ける側の気持ちとしては気持ちがいいのかなって感じは思ってます。これもこれから検討されるというふうに思います。

なんか意見みたいになってしまうんですけど、やっぱりグランピングの辺りのサービスによってだと思えますよ。実際何人ぐらい泊まれるのか、あるいはグランピングっていうとかなりリッチなイメージで、ちょっと洒落た食事でも頼めば頼めるような、そういうイメージがあるもんですから、あるいはペットを連れての方とかですね、そういうイメージなんで、料金はともかくサービスっていうものをどういう内容にするのかっていうのは、ある程度の想定をして料金に見合ったサービスってことにならないと、困るんじゃないかなとはちょっと思っております。まあその辺について、最後のグランピングの辺についての、指定管理者の方で運営される予定なんですけれども、その辺の村としての考え方を今一度答弁いただいたらなというふうに思います。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まずは環境保全協力金のことについては、議員ご指摘のとおり、ここきちんと事業者に活用していただいて、施設整備がちょっといい加減にならないように、今の綺麗な環境をきちんと守っていただきたいというのが根底にありまして、この協力金を徴収するものでございますので、ここはしっかり、施設整備に当てていただくということはチェックしてまいりたいと考えております。

また先ほどの料金の村内外を分けているところでいますと、確認を必要になる方、当然安くなる村内の方の確認が必要になると思いますので、そこが村内の方ではないなという方に対しては、そこをきちんと確認をしてまいる手立てを、今後検討していきたいなというふうに考えております。

つづいて、グランピング施設のサービス内容というところでございますけども、現在これから運営の事業者も決まっていく中で、実際どの程度までサービスを提供できるかというところも、詰めてまいりたいというふうに思っております。先ほど食事の提供については、今現在は考えていないというところで、なかなかこれはハードルの高いところもあろうかと思っておりますので、基本的には持ち込みをしていただいて、活用いただくような、ただ、設備としてはいろんな設備を用意して、バーベキューコンロですとか、さまざま活用していただけるような設備を整えた中で、来られた方が満足して帰っていただけるようなものにしていきたいとは考えておりますので、その点も料金に見合った、きちんとサービス提供ができるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

石原議員。

○議員（6番 石原 浩明君） 1 ページ 12 条のところで、施設利用環境保全協力金のところで、こここちらではグランピングとなっていて、別表のところではグランピングサイトとなってますので、施設でも、グランピングでもいいと思うんですけど、あえて書いておられるならあえて書いてでもいいですけど、そのところ。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 石原議員のご質問にお答えいたします。第 12 条のところについては、グランピングというような表記をしておりましたけども、料金表のところではいいますとここには場所を記載していくというところになってまいりますので、グランピングサイトという表記

をさせていただいたというところでございます。場所が明確に分かるというところで、こちらの料金表の方は、ちょっと表記を変えたという経緯でございます。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。今、石原議員から指摘ありましたこの1条の方も、これは同様にグランピングサイトというふうに、表現を修正された方がよろしいかなと私も指摘をしたいと思います。5ページの方は、これは差し替えでグランピングサイトということになりましたので、同様の文言表記に修正されたがよいと思います。それは、そこまででよろしゅうございます。

まず、この施設の今回の整備は、村が整備費にお金をかけて整備をし、そして次に予定をされておりますのは、指定管理者をここで設置をして、この管理を行っていくということであります。以前に、このもう2年前だったと思いますが、この指定管理者の話が随分前から、ずいぶん前というか確か2年ぐらい前だったと思います。でておまして、この管理者の云々というのの名前はあえて避けておきたいと思いますが、現在この業者さんは、現在というよりはあの当時もそうだったんですが、南部町の緑水湖の所のバンガロー、研修施設のようなもありますし、その他もろもろの指定管理、そして大山滝のあれは一向平キャンプになるんでしょうかね。あそこんところの温浴施設といいましょうか。

○議長（山路 有君） 橋井議員、簡潔明瞭に質疑の要点を言ってください。

○議員（8番 橋井 満義君） はい、ま、です。そこをやっておられる業者が前提で、この話が進んでいたというふうに思いますが、今もその業者を想定した中で、お話を進めておられるということが前提なんでしょうか、まず、そこ。

それからこの指定管理にした中でですね、これら今回、村が整備費を投入をして行なっていくんですが、これらについての減価償却等についての、これはあくまでも日吉津村のものですから運営はその指定管理のところ、というところですからこの減価償却等についての、財産の消耗云々については、今後どのようにお考えなんでしょうか、というのがこれからは、すべてこれらが償却した後は、解体なり云々ということも考えなくちゃいけないので、その点についての考え方をお聞きしておきたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 橋井議員のご質問にお答えをいたします。指定管理の事業者について

てのご質問でございましたけども、こちらについては指定管理にあたっては公募しておりまして、特定の事業者を念頭においたものということではございません。

また、2点目のご質問でございますけども、村有の財産という形になりますので、修繕等を事業者が一部を行っていくところも出てくるのかも分かりませんが、基本的には村が責任をもって処分等を行ってまいるというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。指定管理者については特定をしていない、これは当然のことでしょうね。談合等さまざまな憶測を招くことが予想されますので、その点には今言葉を整理されたというふうに理解をしています。ちなみに、2年前にこの話があったと思いますが、その業者は今時点で、公募等云々ということのあった場合にも参入をする対象者であるというふうにお考えなんでしょうか、まずそこ。

それと減価償却の話をしましたけど、私は何をこの減価償却で申し上げたいかというのと、これを日吉津村が整備をして、大量の予算投入をして、それでそこから収益が上がって初めて村は潤うわけでありまして、そこをただの施設で云々ということではなげおっても、何にも収益が上がらない負の遺産になってしまうということが、私は懸念をしとる人間ですから、そこでもともとこれは、あのキャンプ場って500万円の年間収益が上がってたんです。それで約半分が人件費に投入、そしてあと半分が需用費等の部分に充当しておったように思います。それからしていくと、これに見合った収益が上がっていないものを今回やるとすればですね、負の事業を開始したということに取れるわけですから、私はこの500万ベースというのは、採算ベースの基本価格を念頭において、論議をしないといけないなと思っておるものですから、その点についても一度見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。まずは指定管理者の件でございますけども、今回の指定管理の公募にあたっては、また対象にはなり得るというふうには思っております。

それからあの先ほどおっしゃられました、運営費が実際ですね、収益に対して人件費ですとか、施設整備費等差し引きますと、正直赤字の状態であるというものが実態でございまして、それを今回、委託費としては年間200万円、指定管理の方の考えでありますけども、そちらでは3年間というところを今は念頭において、向かって行こうと思っております。そこでできるだけ

抑えていただきながら、今後はその収益状況を見ながら、条件がまた変えていければというところは考えておりますので、ぜひ、収益の上がる施設に運営も努力していただけたらというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8 番 橋井 満義君） それをなぜ申し上げたのかなということは、この今回、まあ補正予算の時にしておきましょうか。はい、やめときます。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 56 号の質疑を終わります。

日程第 10 議案第 57 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 57 号 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。大ざっぱに 3 点について伺いたいと思います。1 点目は、予算書の 5 ページ債務負担行為の補正ということで、3 年間 600 万っていうものが追加であげられております。先ほど来の議論ともちょっと重なるんですが、年間 200 万ということで従来の海浜運動公園の、多分、収入と支出と比べれば、200 万ほどあればいわゆるペイといいますか、赤字にはならず運営できるような、そういうこの間の収支だったというふうに思うので、この数字そのものは、そういった面では妥当かなとは思いますが、ただ一方で、今回相当の有料施設を増やしておりますので、この辺は私たちも自分が体験してないので分かりませんが、200 万という金額は人一人を雇うには足りない費用だと思うので、その辺でどういう一つの考え方で、200 万という設定にされているのか、もっと出せっていうことじゃないんですけども、200 万という年間の金額が、いわばどういう意味合いなのか。民間のノウハウ使って、新しい 4 億、5 億という施設を運営されるなら、むしろ収益はどんどん上がっていくというふうな想定ではなかったのかなと思うんですけど、その辺の考え方をご説明いただきたいと思います。

それから予算書の中の 14 ページで、消防費の災害対策費っていうことで、結構これは震災に強いまちづくり促進事業の観点で減額がされておりますが、ちょっと 1 点お聞きしたいのは、現在のデイサービスセンターや福祉センターの改修がされておりますが、あそこは福祉避難所になっ

ていると思うんですけど、現在改修中の施設でありますけども、その福祉避難所としての改修にあたって、ようするに村が支出すべき、あるいは改良すべき点ってのはないのか、その辺の確認はされているのかということ、二つの管理者が同居するような形になるわけですから、災害時の対応ということでは、村が責任を持ってその辺を想定すべきじゃないかなと思うんですけど、ここに結構減額されてますので、そういった点はどうなんだっていうことを2点目お伺いしたいと思います。

それから3点目は、このポイントギフト事業っていうことで、説明の概要書でお聞きしたいんですが、32万7,000円が全額委託料になってるわけですよ。ようするに対象世帯にポイントを、50名の見込みで支出されるんですが、それにプラスシステム料事務経費ってことで、みんな委託になってるといのは、これはどういったところに委託をするのかということと、委託する場合にここでいう25万円も委託料になってしまうのかっていう、補助金とか交付金とか何かそういうんじゃないで、全部委託になるのかっていう辺をちょっとここ、ご説明いただいたらなというふうに思います。以上3点お願いします。

[河中 博子議員 午前10時32分 退席]

[河中 博子議員 午前10時34分 着席]

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず、5ページの債務負担行為、こちらの方の補正の額のことをございますけども、こちらの200万円という額が適正かどうかというところでいいますと、今毎年その海浜運動公園を運営していく中での、赤字部分を見込んだ中で、この程度あればなんとか、単年運営が可能ではないかというところを出させてはいただいております。あとはポイントとしましては、指定管理の期間を3年にさせていただいております。通常ですと5年ですとか、あるいは施設によっては10年とかというような形で、契約されるケースもあるんですけども、正直この新しい施設がどの程度の利益を生んでいくかというところで、ちょっと我々としてもしっかり予測がつきにくいところもございまして、その点も踏まえてできるだけ早いタイミングで、次の契約に向けた条件の整備をしていきたいというところで、短い3年という期間を設けさせていただいております。利益がかなり出るんじゃないかなという期待も込めてたんですけども、思いもありますので、ぜひ、そういう状況になれば管理費も下げて、あるいは収益の中からバックしていただくようなことも考えながら、進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解いただけたらと思います。

それから2点目のことですが、14ページの災害対策費の減額というところなんですけども、こちらについては、一般住宅等の補助事業というところでごさいます、今年度はさまざまな補助事業制度は設けておりますけども、実際実績として1件しか上がっていないと、またあるいは相談も現時点でなかなかないというところで、減額をさせていただいたというところでごさいますので、直接これが福祉避難所の内容と関わるものではないということは、まずご答弁したいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。議案書では12ページですが、説明資料の4ページのポイントギフトの件でございます。これは委託料ということで、委託先はドコモさんの所の管理会社になるんですけども、他の自治体でも実証されてるところでごさいます、封筒にQRコード付きの案内を送ります。それを携帯で読み込んでいただいて、ポイントを得るというやり方をしてるものですから、その一式を作っていただいて、その封筒をいただいて、それを子どもさんの方に、保護者さんにお渡しするというところでごさいますので、すべて委託料ということで整理しております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） その前の二つ目のところですね、災害対策費、総務課長の答弁はこの減額についての説明いただいたんですけど、こういう一方で減額しながら福祉センターデイサービスの方に、今もうすでに作業が入ってるわけですけども、そういった観点での修繕とかは必要ないかということの確認なので、この予算書と違うのかもしれませんが、まあ補足をいただいたらと思います。

それから三つ目の委託料ってということでして、その事務の流れは分かりますけど、いわゆるその委託料の中にいわば対象世帯に行くポイントですけども、あのものを委託料の中に入るのは、今一つちょっと分けて支出されるべきかなって、ちょっと思うものですから、まあちょっとその辺を再度確認ですが、かりにその50人なくて40人だった場合には、10人分は余るわけですよ。それは委託料を、当然減額するというところになるかと思いますが、その場合はそれはこの後基金を積み立てる中に一緒に入れて、実質、翌年度以降に繰り越すような形で、基金に戻すってことになるんだろうなと思うんですけど、先ほどもちょっと聞いたんですけど、基金に積み立てられる予算というのは、これから出てくると思うんですけど、その辺のことも少し、3月までの時系列でご説明いただければありがたいなと思います。

それから指定管理料の話ですが、指定管理については多額に委託料を支払っている場合と、それからそういうものを払ってない。むしろどうかすると、使用料をいただくという場面があるんですが、200万というものかどうか分かりませんが、これだけの予算を投下をしていけば私は当然、むしろ大きな収益が上がってもしかるべきだろうというふうに思うし、そういう意欲のある業者さんにぜひ入ってほしいなどは思うんですけど、たとえば理屈として村内の利用により傾聴してもらう場合に、収益は少なくともこの200万の意味あいというのは、あくまで村民が有料施設であっても、村民の人がもっと利用するための200万だという言い方も、あるのかなというのは思ったりはするんです。でなければ民間業者さんが入られて、これだけお金かけて施設が充実されるなら、当然、収益を上げていただいてスタッフも配置いただきたいと、そういうことしないと、一年やってみただけ200万でちょっと足りないですって、話になっちゃ困るなというふうに気持ちがあるもんですから、まあいろいろ申し上げますけども、その指定管理の200万というものはどっちにでも転ぶ、むしろ民間業者の方との話の中でいうと、足りなければ村が保全します、支援しますというふうに写りはしないかっていう危惧があるんですけども、どんなものでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。福祉避難所の件についてでございますけども、こちらにつきましてはご指摘のとおり、新たな運営という形でデイサービスも変わりましたので、こちらの福祉避難所としてどうあるべきかというのは、村としてまず福祉避難所をどう置いていくかというところの整理をした中で、事業者等しっかり協議をしまいたいと思います。その中で必要な整備等が出てまいりましたら、そこは対応してまいりたいと考えております。

つづきまして、あの2点目のdポイントについてですけども、先ほどありましたように委託費の残った、今年度使いきれなかった部分について、次年度に基金として残して、次年度以降の事業で活用していくということでございますので、おそらく年度末の形になろうかと思っておりますけども、実際配布の件数等決まってから、次年度に基金にどれだけ積んでいくかということが決まっていけるかなというふうに思っております。

それから、最後の公園の利用料維持管理料のところ、委託管理料のところなんですけども、こちらにつきましては、この価格というところが正直なかなかはっきり予測がつかない中で、こちらから決めておりますので、またただ、そうは言ってもまったく資金なしで向かって行ってもら

というのも、なかなか難しさがあるなというところもあって、この200万円という額をさせていただいたところでございます。事業者の方には当然しっかり運営をいただいて、新たな施設でもありますし、収益の上がるような活用していただいて、村民の方にも多く使っていただくということが必要になってこようかと思っておりますので、そこを含めた中で事業者にもしっかり取り組んでいただけたらと思っておりますところでございます。回答としてちょっと不十分だったのかもわかりませんが、以上でございます。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。議員おっしゃいましたように、この度村民の皆さん向けの料金というのも、設定をさせていただいたところでございます。ぜひとも、そういったところで村民の皆さんにも、たくさん利用していただきたいと思っておりますし、また、この整備にあたって申し上げてるところでいうと、やはりより多くの方々にこの指定管理、充実したサービスを提供することで来ていただいて、村内での消費でありますとか、経済効果にもつなげていければというような観点でやっているところでございます。

そういったところで、先ほど課長も答弁しましたけれども、これまでの支出の持出し分というのはひとまずはさせていただいて、より良い運営をしていただく中で、この金額についてもまた見直し等も検討していければというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） この債務行為のものというのは、すごく大きな意味があると思っております。村のスタンスってことが明確にそこに出てくるわけですから、すいません、あの募集要項がもうそろそろできて、公表になったのかどうかちょっと確認したいんですけども、そういった際の、この債務負担行為の考え方っていうのは、やっぱり論点を整理しておくべきだというふうに思います。その辺は要望とか意見ということなんですが、当初、公園のリニューアルに対する審査員さんですかね、審査の方、それはいわゆる改修事業ですが、その時の審査の方にもいろいろ指摘をいただいておりますので、結果的にそれを踏まえて工事したってということになるかと思いますが、今後の運営にあたってでもできればそういったご助言をいただければ第三者的なチェックをしていただくことが、その後の指定管理者との関係構築に役立つんじゃないかと思うんで、これは意見みたいで恐縮ですけど、そういう対応はした上でこの200万というものを支出なりすべき、これから長い付き合いが始まるわけですので、そういうふうな対応で200万、年間200万、3年間については、その辺の考え方を整理いただいたらなというふうに思います。そ

の辺について、もしご答弁いただけるのであればいただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 前田議員の質問にお答えいたします。先ほどおっしゃられましたとおり、指定管理者の選定に向けては、選定委員会の方でしっかり審査をいただいて、事業の提案内容等、また事業者の状況等も十分検討いただき、また、委員さんからいただいたご意見も十分踏まえた中で、指定管理者の方は決めていきたいと思っております。また、決まった後についても、村としてもその事業の状況についてつぶさに確認をして、しっかり運営いただいているところを把握しながら、進めてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。まず、1点目ですけれども、11ページ身体障がい者補装具の給付金2,270万についてですけれども、この対象となられた方は何名でしょうか、これが1点目。2点目は、12ページの児童扶養手当給付185万9,000円ですけれども、現在母子世帯、父子世帯それぞれ何世帯ずつでしょうか。次は、3点目は13ページの生活保護扶助費、これについては1人当たりの国保被保険者と比較をしてみて、どうなのかっていうことがお聞きしたいですけど、何世帯分のこれは予算計上でしょうか。以上、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。11ページの補装具の給付の人数を控えておりませんので申し訳ありません。ちょっと調べて、また後ほど、申し訳ありませんが、12ページ児童手当の件でございますけれども、母子、父子をちょっと分けておりませんが、現在35人ということで、トータルでございますが把握しております。

それから13ページの、生活保護で90万9,500円のところでございます。これも国保との比較等できておりませんが、現在4名の方がいらっしゃって、4名該当者の方、そのうちの方がちょっと医療費が高額な方がいらっしゃるものですから、それでの予算と実績見込み等を比較して、算出したところこれぐらい不足するかなというところで、予算増額をお願いしてるところでございます。以上です。

○議員（3番 江田 加代君） わかりました。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。先ほど前田議員の方からも質問がありましたが、この5ページの債務負担行為についてです。これは前段の56号の都市公園の関連するところもありましたので、予算についてのことは、ここの一般会計の補正ですべきかなと思っておりましたので、させていただきます。まず、これの基本的な考え方の中で、先ほど承っておりますからこの600万、これは3年間で600万で200万円という計算ができるわけではありますが、基本的にこれは村が指定管理者さんに200万は出してもいいですよというような、お墨付きおこぼれ予備費金額というふうに解しても宜しいかなと思いますが、この事業者さんは今後指定管理を締結されるように承っておりますので、ちなみにこの指定管理の方はというか、指定管理に出すタイミングというか、まあ私が仮に指定管理者になった場合には、日吉津村さんは指定管理の期間は3年の契約にさせていただくという提案があって、そしてこの自分たちが努力した収益についての云々は、村に還元をする必要はない。そして事業の云々というのは、自分たちでそこを運営を考えればよろしい。あくまでも今、56号であった条例の一部の改正が出てますけども、それが不測の事態手等が云々があった場合には、村に協力を求めて、これの改正をしていただけるような、要素が保てるんではないかなというふうに思いますが、まずその点を伺っておきたいなと思います。まず、収益は村に還元する必要はない。要するに私が事業者であれば、事業で儲かってもそれを村に還元する、還付する必要はないのか。そして事業の云々については、すべてその事業者に委託するんだから介入する必要は村はないのか。それと村の支出200万ずつは、固定金額として定まったものとして考えておられているのか。まず、ちょっとこの3点だけを確認したいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。まず1点ですけれども、収益が上がった場合についてということですが、今のところ村に還元していただくというような、規定としては考えていないというところでございます。

2点目でございますけれども、200万が3年間保証されているものと考えていいのかというところでございますけれども、これについては3カ年ということで、これは募集要項の方でも出させていただいておりますので、3カ年はこの条件で委託契約していくということで考えております。それから最後のところですが、そして指定管理の、すみませんちょっとこちらも、よろしいでしょうか、すみません。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員(8番 橋井 満義君) 3点目ということではなかったんですが、本当は最初の質問の云々は答えていただきました。その収益についての云々は、事業者の自己責任でありますから、それについては、村は介入することではないという答弁をいただきました。それから村の支出600万、3年間で600万、200万かける3、これについては固定金額として3年間に年間200万円ずつを、指定管理者に払ってあげますよということが確認できました。

それからもう一つは、この事業内容とかそういう56号で出ていましたね。条例とか云々、それらがこの委託した事業者の中で不都合な点が生じた場合には、向こうの方から村にプレゼンをされて、そこで変えていくということ想定した中での、56号は運用の仕方としてお考えなのかなということだったんです。それが今の1点ぬけていたところなんです。それで質問の回数が、あんまり長くなったり云々いけませんのでまとめて言うておきます。今の海浜公園の件はその部分を答弁いただきたい。

それから14ページだったかな、これは教育委員会の方に質問していきなと思いますのは、教育費の中で地元人材で、180万円予算組まれてます。と言いますのは、この12月のこの時期のタイミングでありますし、もう次年度の予算編成を組まなくちゃいけないので大変苦労されてる時期かなと思ってます。と言いますのが、日吉津村は大学生の3月になったらお金がいるやつは、奨学金か奨学金の基金をやめました。それでその基金をやめて、その貯金をして居方がいいのかどうかということはまあ別としまして、それは対応できるよということのあれだったと思えますが、実際に、うちも借りた経緯があるので、何を言いたいかということ、実際に2月、3月頃にその奨学金の云々をしても間に合わないんですね。払込の時に、それで実際当時は何だったかなあれ、国金かな、奨学金を出してくださるところの、公庫みたいなのところがありましたが、育英会か、育英会がなんか今名前が違いますね。なんとか育英奨学金ですか、そういうような形でですね、家庭の事情によってはもうすでに私学であれば1月とか2月に、準備金で必要なこともあるわけですよ。その点について少し日吉津村独自のそういう考えを、私はもっていただけないかなというふうに前から思ってたもんですから、その点については今の180万のお金が、ここで丁度出てきたもんですから、それらを含めていかがお考えなのかなということ、ちょっと所見でもいいですのでお伺いをしたい。

それとこれ些細なことなんですけど21ページ、この職給の部分で職員手当の5万7,000円の分で、些細な分ですけど、退職から採用による通勤手当の変動、会任職員の3万5,000円の変更がありますね。これ、どういった理由だったんでしょうか。あの人勧の部分の2万2,000円というのはこ

この上の部分の期末と、勤勉の1万1,000円と1万1,000円のあれで、合計でわかるんですけども、通勤手当の3万5,000円の変更分についての説明をいただきたい。以上。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。あの最後すいません、最初のご質問のところずっと答えができなかった部分について、まず答えをしたいと思いますけども、事業内容に不都合等が生じた場合はどうなるのかというところですけども、基本的には事業者の責任というところになってまいりますので、そこをしっかりと把握してきたいということを考えております。

つづきまして、先ほどのご質問の中で21ページでございます。職員手当のこの通勤手当の増減、通勤手当の増減についてでございますけども、これは実際ここに関わっている会計年度としては3名の職員の増減がございまして、増額で1名、当初、通勤手当のフルタイムではなかったというところで、通勤手当を計上しなかった職員を、フルタイムの状態しましたので増額になったもの、それと一部ちょっと退職の方がありましたので、減額したものというところで差額で、この3万5,000円という額になっているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育次長。

○教育次長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えします。14ページに載っております、地元人材育成奨学金の支援事業の補助金について、奨学金のそもそもの考え方等についても質問をいただきました。まず、今回こちらに上げておりますのは、当初では3名と見込んでいました地元人材に奨学金を借りた若者が、5年以上にわたって日吉津に在住し、地元企業に就職するそういった子の後押しするというふうな制度での助成になります。これが当初の見込みの場合の6名が、今直接申請等のやり取りこちらでしておりますので、今必要となる見込み234万円から当初で上げておりました。54万円を差し引いた180万円の計上、というふうなことになっております。

そしてですね、そもそものその奨学金を、もっと使いやすいようにっていうふうなことでの意見だったと思いますが、日吉津村が作っております奨学金制度、確かに育英奨学金等に比べますと上限が設定とも低いですし、じゃそれがどれだけそちらに任せの方がと、いろいろある考え方あると思いますが、そんな奨学金も一定の理解はいただいている、毎年必ず3名以上は申し込んでいるのが、ずっとしばらく続いている状態です。使いやすくても後も利用も返還等もやりやすいというふうなところで評価されてるんじゃないかなというふうに思いますが、引き続き村内でのそ

ういった学問をしっかり続けよう、皆さんに使いやすいような奨学金の使い方等をしっかり周知も行なって、やり取りを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

橋井議員。

○議員（5番 橋井 満義君） 最後になりました、まず、この海浜公園の件であります、この事業は、もう先ほど来何度も言っておりますので、あまりしつこく言わない方がいいのかなと思うこともあるんですが、この事業は今回工事が完了します。そして指定管理者に手をあげられる方は手を上げてください。そしてそこで、申し込みがあってそれで決まりました。それで決められる時には、村は200万ずつお金をあげますよ。そこがまず1点、おいしい話。その代わりに自分たちで事業の内容や、これらの運営については、自分たちで頑張ってくださいねということで、口は出さないよという村が言っておる。そしてここで儲かろうが儲からまいが、それは向こうの事業者の勝手です。事業者は死に物狂いで儲かる方向でやってくるであろう。それでいくと、村は将来的に先ほども56号で言ったんですけれども、この建物やらフィールドを維持していったって、これだけの投資をしたんですから、普通の事業者ではこれをもとにとって採算ベースに合わせなくちゃいけないので、償却資産として計上をして、会社運営をするのであればしなくてはなりません。でも、これ3年間でくるくるくるくる回っちゃいますから、要するに自分のところはこれを償却資産としてきちっと頭の中で計算できる、村の運営をしなくてはならないということ、欠落させて考えたらだめです。それで200万ずつの負債をここで払っていくんです。だから200万は抜けていく、これは債務ですよ。ようするに借金を銀行さんから借りて、こう200万ずつ出す理由ですから、それに借りたお金の云々が出てきますから、その点についての感覚を再度私は確認をしたいなと思ってそれで終わります。お願いします。

○議長（山路 有君） 橋田総務課長。

○総務課長（橋田 和久君） 橋井議員のご質問にお答えを致します。改めての説明になろうかと思えますけども、この度のこの指定管理料については、過去の運営状況、海浜運動公園の状況ですとか、あるいは近隣の施設の状況等も確認した中で、設定をしてきておるところでございます。先ほど来もお願い申し上げておりますように、村民の皆様にも利用していただきやすい状況を、指定管理者とここはしっかり協議もしながら進めていきたいと考えておりますので、そのようにご理解いただけたらと思っております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 57 号の質疑を終わります。

日程第 11 議案第 58 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 58 号令和 7 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）を議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 2 点質問いたします。まず、現在の基金残高について教えてください。それから、5 ページの保険税の過誤還付金についてなんですけども、過年度分の未納が非常に増えてきているように思うんですけども、不納欠損が毎年どれくらい出てますか。以上。

○議長（山路 有君） 矢野福祉保健課長。

○福祉保健課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。基金の残高ということですが、ちょっと端数までおもてなしは 7,200 万程度ございます。

それと 5 ページの過誤還付金ところでの、その不納欠損というところでもございましたけれども、近年はちょっと不納欠損しておりませんで、なんとか対応してきているというところもございます。以上です。

○議長（山路 有君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 58 号の質疑を終わります。

○議長（山路 有君） これで本日の議事日程は全部終了いたしました。なお、次回の本会議は 12 月 19 日、金曜日、午後 1 時 30 分から討論採決を行いますので本議場にお集まりください。本日はこれをもって散会致します。

午前 10 時 27 分散会
